

保証条件変更の申込をされるお客様へ

千葉県信用保証協会

お申し込みに当たってのお願い

- 1 本申込書1通で、4口分までご記入いただくことができます。
今回変更する項目のみご記入ください。
- 2 顧客番号欄・保証番号欄は取扱金融機関にてご記入ください。
(当初保証承諾時の信用保証書に記載されています。)
- 3 条件変更申込関係書類には、現時点における状況をお書きください。
信用保証協会は、皆様の立場にたって業務を行っており、皆様の営業内容については、決して他に漏らすことはありませんので、申込関係書類には安心してありのままをご記入ください。
- 4 変更理由欄は、できるだけ具体的にご記入ください。
なお、保証条件変更の諾否については、信用保証協会の審査により決定させていただきます。
- 5 被保証人、連帯保証人の記入欄が不足する場合は、別紙に記入し添付してください。
- 6 法人の代表者変更であって、団体信用生命保険の継続を希望される場合は、信用保証協会専用の「申込書兼告知書」が必要になります。
(なお、お取り扱いできない場合もありますので、信用保証協会にお尋ねください。)

おわかりにならない事、またはお気付きの点がございましたら、当協会保証課までお問い合わせください。

電話番号：本店 043（221）8111
支店 047（365）6010
ホームページアドレス：<https://www.chiba-cgc.or.jp/>

変更内容別添付書類

以下の添付書類については、すべて写しで結構です。

1 根保証変更

- (1) 直近の確定申告書(決算書)：別表及び勘定科目明細のあるものが必要となります。
- (2) 試算表：原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。
※1 当座貸越（貸付専用型）・事業者カードローンの返済方法変更についてはこちらにご記入ください。
※2 根保証であっても、今回確定する場合及び既に確定している場合は、期間延長/返済方法変更欄へご記入ください。

2 債務引受

- (1) 印鑑証明書
- (2) 法人が債務引受する場合は、商業登記簿謄本、引受後の貸借対照表、直近の確定申告書（決算書）
旧会社を解散し、新会社設立の場合は、新旧両法人の商業登記簿謄本、開始貸借対照表

3 連帯保証人変更

- (1) 印鑑証明書
- (2) 固定資産評価証明書：保有資産状況欄に記入しきれない等の場合添付をお願いします。
- (3) 在留カード又は特別永住者証明書：外国人の場合必要となります。
- (4) 直近の確定申告書（決算書）、商業登記簿謄本

4 期間延長／返済方法変更

- (1) 直近の確定申告書（決算書）：別表及び勘定科目明細のあるものが必要となります。
- (2) 試算表：原則として決算期から6か月以上経過している場合、必要となります。

5 担保変更

- (1) 不動産の場合：不動産登記簿謄本、公図(地積・測量図)、建物図面・各階平面図、住宅地図（所在地略図）
- (2) 有価証券の場合：評価明細書（任意書式）

6 振出人変更・その他

- (1) 振出人の内容の分かる資料：任意書式

なお、以上のはか必要に応じて、追加資料を提出していただくことがあります。

また、以下の事項の変更については取扱金融機関からの届出による対応となります。

- ① 氏名・法人名：個人の場合は戸籍謄(抄)本、法人の場合は商業登記簿謄(抄)本
- ② 住所：個人の場合は住民票又は印鑑証明書、法人の場合は商業登記簿謄(抄)本
- ③ 代表者：商業登記簿謄(抄)本、法人印鑑証明書、個人情報の取扱いに関する同意書（連帯保証人の変更を行う場合、条件変更を提出してください。その場合、被保証人名称・住所等変更届出書の提出は省略できます。）
- ④ 組織：商業登記簿謄(抄)本（法人成り等、債務引受が必要な場合、条件変更を提出してください。その場合、被保証人名称・住所等変更届出書または連帯保証人名称・住所等変更届出書の提出は省略できます。）
- ⑤ 合併：合併が記載された商業登記簿謄本、合併により閉鎖された商業登記簿謄本
- ⑥ 連帯保証人の死亡：死亡された方の除籍謄本（連帯保証人の変更を行う場合、条件変更を提出してください。その場合、被保証人名称・住所等変更届出書または連帯保証人名称・住所等変更届出書の提出は省略できます。）

※①～⑥までの事項の変更については「被保証人名称・住所等変更届出書」、または「連帯保証人名称・住所等変更届出書」を提出してください。不明な場合については、当協会までお問い合わせください。

取引店舗の変更については、新店舗から「保証付債権移管届」を提出してください。